

2014年3月28日

ノーモア・ヒバクシャ熊本訴訟判決声明

ノーモア・ヒバクシャ熊本訴訟原告団
同 弁護士団

本日、熊本地方裁判所民事第2部（中村心裁判長）は、原告8名のうち5名を原爆症と認める原告勝訴の判決を言い渡した。

厚生労働省は、平成25年12月16日に再改訂した「新しい審査の方針」に基づき原告全員について再審査し、熊本原告8名はいずれも原爆症でないとしていた。

しかしながら、本日の熊本地裁判決は、3月20日に言い渡された大阪地裁判決と同様、「新しい審査の方針」そのものが誤りであることを明確に示した。

2009年8月6日、日本被団協と麻生太郎自民党総裁が「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」を交わし、厚生労働省は、裁判しなくても被爆者が救済される制度の構築を約束したにもかかわらず、これを反古にし、大量の原爆症患者を切り捨て続けたため、現在7地裁で109人の被爆者が裁判を余儀なくされている。

私たちは、国（厚労省）が、本日の熊本地裁判決を受け入れ、控訴を断念するとともに、司法と行政の乖離を解消すべく原爆症認定制度を抜本的に改定するよう強く求める。

そして、私たちは、すべての原爆症患者が生きているうちに救済されること、ノーモア・ヒバクシャのため核兵器をなくすことを求め、今後とも全国の被爆者とともに連帯して歩いていくことをあらためて決意する。

以上